

鹿屋市告示第381号

鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条及び鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条の規定により、次のとおり指名停止を行ったので告示する。

令和8年8月3日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 業者名

株式会社ナンワ

2 指名停止期間

令和8年8月3日から令和8年10月2日まで

3 指名停止の理由

鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第2第8号及び鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第2第8号に該当するため